別記様式第5号(第9関係)

就業措置通知書

　　年　　月　　日

殿

広　島　大　学　長

標記について，下記のとおり決定したので通知します。

記

□1　就業可能と認める。(2の各号のいずれにも該当しない場合)

(就業配慮期間：　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日)

　　　(復職支援プログラムについては別添のとおり。)

□2　下記の条件付で就業可能と認める。

(就業配慮期間：　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日)

　　　(復職支援プログラムについては別添のとおり。)

(1)　就業日数短縮(　要　・不要　)：

・　療養のため1日の全部又は一部を勤務しない場合は，私傷病休暇(取得できる期間の限度の範囲内に限る。)，年次有給休暇又は届出欠勤のうちから選択し，請求又は届出ることにより取扱う。

(2)　配置換　　　(　要　・不要　)：

　(3)　就業時間短縮(　要　・不要　)：

□ｲ　健康診断の結果に基づく事後措置

　　・　休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減する場合は，就業時間短縮による事後措置の期間を限度に労災等休暇として取扱う。

□ﾛ　長時間労働を行った職員に対する面接指導の結果に基づく事後措置

・　休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減する場合は，就業時間短縮による事後措置の期間を限度に労災等休暇として取扱う。

□ﾊ　精神・行動等の障害による事後措置

・　休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減する場合は，就業時間短縮による事後措置の期間を限度に労災等休暇として取扱う。

□ﾆ　経過の長い慢性的疾患等による事後措置

・　休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減する場合は，労災等休暇として取扱う。

　□ﾎ　上記のいずれにも該当しない場合の事後措置

・　療養のため1日の全部又は一部を勤務しない場合は，私傷病休暇(取得できる期間の限度の範囲内に限る。)，年次有給休暇又は届出欠勤のうちから選択し，請求又は届出ることにより取扱う。

　(4)　深夜勤務　　(　禁止・制限　)：

　(5)　時間外勤務　(　禁止・制限　)：

(6)　出張　　　　(　禁止・制限　)：

　(7)　その他　　：(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

□3　就業不可と認める。